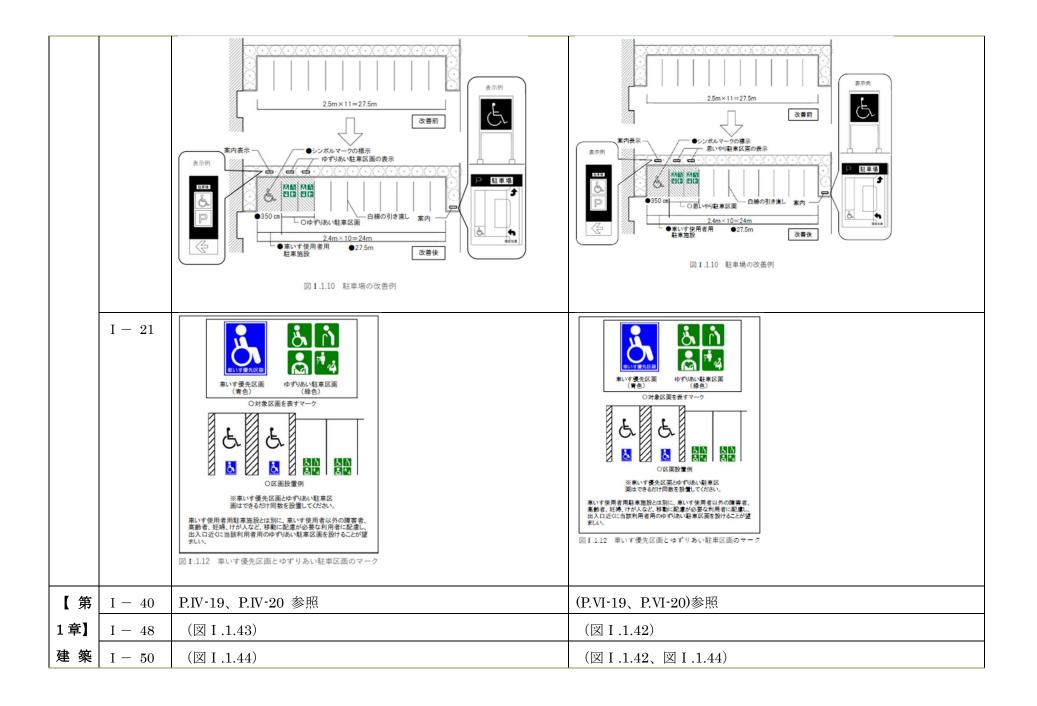
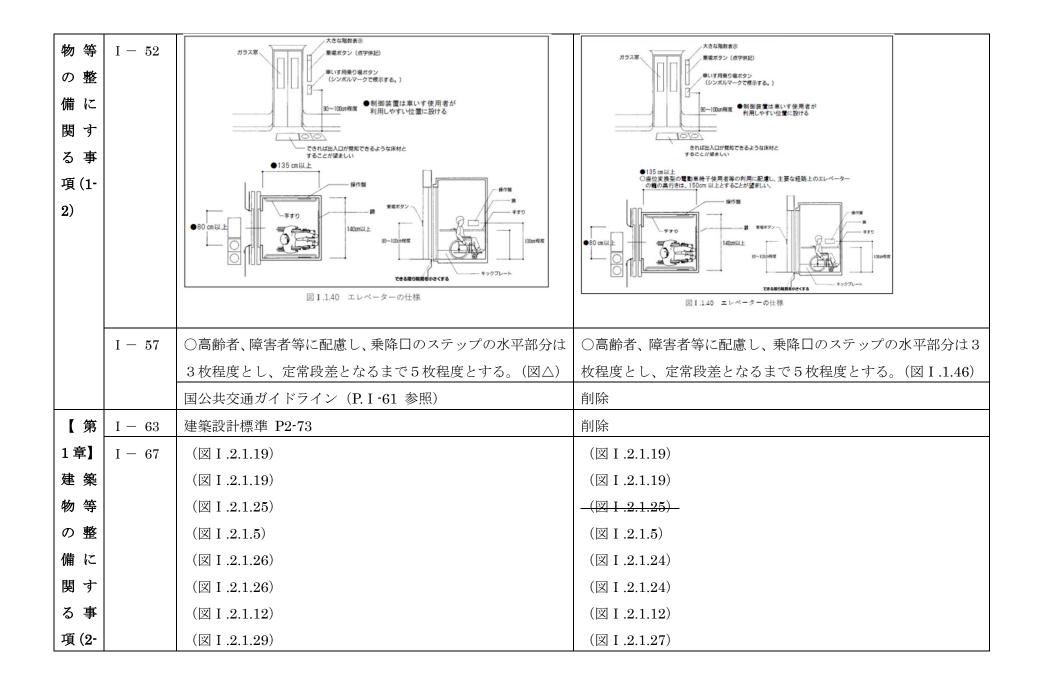
ファイル名	頁	改訂前	改訂後
表紙•	目次		VI章 その他
はじ			 改正された要項······ VI-2
めに・			[1]令和3年3月改正概要
目次			[2]小規模店舗に関する事項
			[3]令和4年10月改正概要
		VI章 参考資料	VII章 参考資料
序章	序- 9	□事例 さまざまな利用者に配慮したトイレ	□事例 さまざまな利用者に配慮したトイレ
		多様な利用者に配慮しつつ、多機能ブースにすべての設備(A:	多様な利用者に配慮しつつ、多機能ブースにすべての設備 (A:車
		車いす対応・B:オストメイト対応・C:乳幼児用設備)をまと	いす対応・B:オストメイト対応・C:乳幼児用設備)をまとめ、そ
		め、その他のブースは一般的な広さのブースとするのではな	の他のブースは一般的な広さのブースとするのではなく、「少し
		く、「少し広めのブースの設置・複数個所に乳幼児用設備の設	広めのブースの設置・複数個所に乳幼児用設備の設置」を計画す
		置」を計画することで、快適に利用できるよう工夫されていま	ることで、快適に利用できるよう工夫されています。今後は、多
		す。	機能便房への利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況
			を勘案し、障害者等に必要な個別機能トイレとする事が望ましい
			です。
	序- 18	(参考:国土交通省 公共交通ガイドライン P.6、旅客船バリ	(参考:国土交通省 公共交通ガイドライン、旅客船バリアフリ
		アフリーガイドライン P.116、厚生労働省 HP(認知症への取	ーガイドライン、厚生労働省 HP(認知症への取組み))
		組み))	
	序- 22	国土交通省のバリアフリー基本構想制度の概要については、	国土交通省のバリアフリー基本構想制度の概要については、国土
		こちらをご覧ください。	交通省 HP をご覧ください。
		http://www.mlit.go.jp/common/001145391.pdf	

【第	I - 17	(図 I .1.9~11)	(図 I .1.9.1~11)
1章】		[12] 標識 P.106 参照	削除
建 築	I - 18	屋根又は庇がないと雨天時の乗降に困難が生じる。屋根又は	屋根又は庇がないと雨天時の乗降に困難が生じる。屋根又は庇を
物等		庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天	設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天
の整		井高さを確保する(一般的な車いす用リフト付車両の高さは、	井高さを確保する(一般的な車いす用リフト付車両の高さは、
備に		230cm 程度である)。	230cm 以上である)。(図 I .1.9.1)
関す		ゆずりあい駐車区画	思いやり駐車区画
る事 項(1- 1)		解説を一覧 RI-20 図I.1.9 車いす使用車駐車施設の設置例 RI-20 図I.1.10 駐車場の改善例 RI-20 図I.1.11 駐車場の歩車分離の例 RI-21 図I.1.12 車いす優先区画とゆずりあい駐車区画のマーク RI-21 図I.1.13 案内標識等の例 RI-21	解説図一覧 図 I.191 率いす使用者用駐車施設の高さ R I-19 図 I.192 率いす使用者駐車施設の設置例 R I-20 図 I.110 駐車場の改善例 R I-20 図 I.111 駐車場の歩車分離の例 R I-21 図 I.112 率いず優先区面と思いやり駐車区面のマーク R I-21 図 I.113 案の標識等の例 R I-21
	I — 19		〈車いす使用者用駐車施設(屋内)の例> - 車両のリバワンド等を考慮 - 車両高で 2.3 は以上 (保下高で等) を全な過路 (保下高で等) 単科子使用を用駐車強設 起車場の申認 図 I 1.9.1 率いず使用者用駐車施設の高さ
	I - 20	図 I.1.9 車いす使用車駐車施設の設置例	図 I .1.9.2 車いす使用者駐車施設の設置例



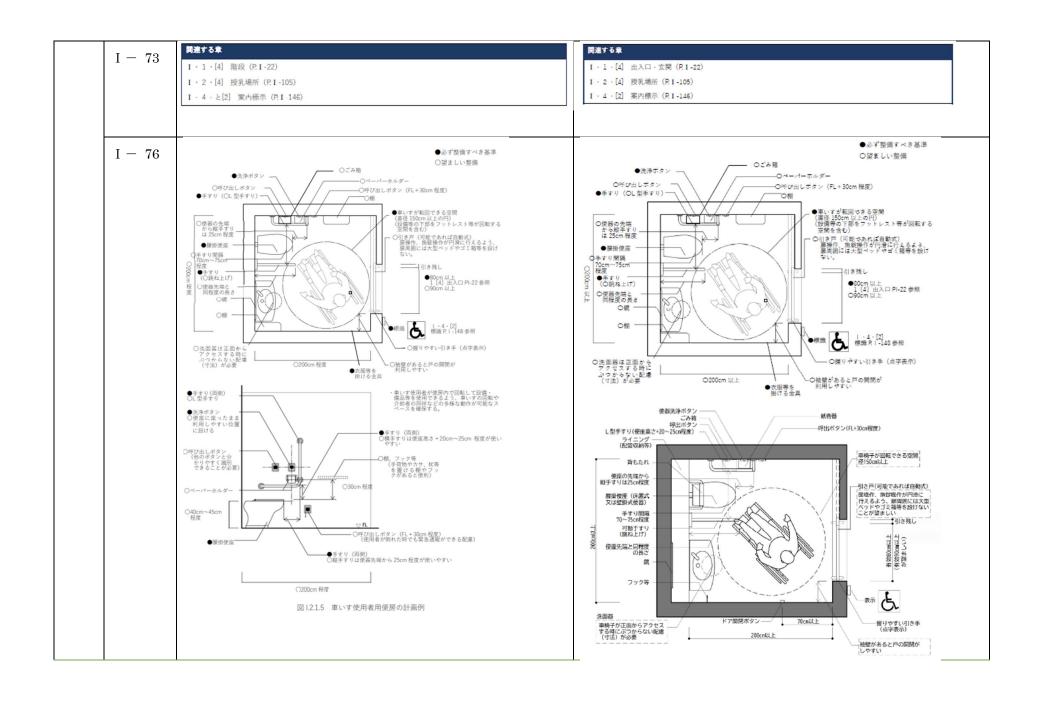


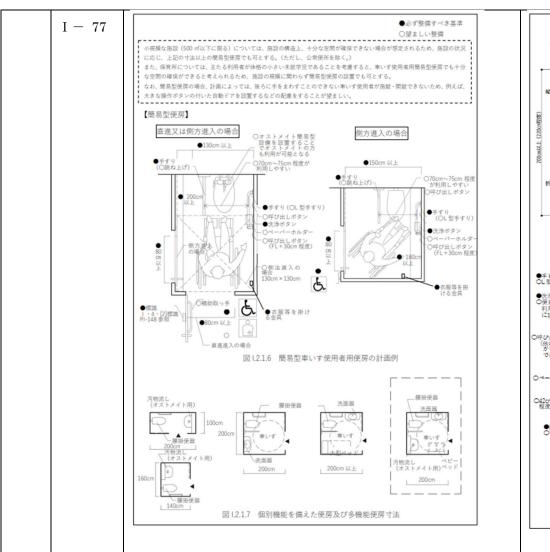
1)	I - 68	(図 I .2.1.27)	(図 I .2.1.25)
		(図 I .2.1.27)	(図 I .2.1.25)
			(図 I .2.1.30)
		○大人のおむつ交換をすることができる大型ベッドを一以上	○大人のおむつ交換をすることができる大型ベッドを一以上
		設け、その出入口にその旨の表示を行う。大きさは幅 60cm	設け、その出入口にその旨の表示を行う。大きさは幅 60~
		程度、長さ 150cm~180cm 程度とする。	80cm 程度、長さ 150cm~180cm 程度とする。

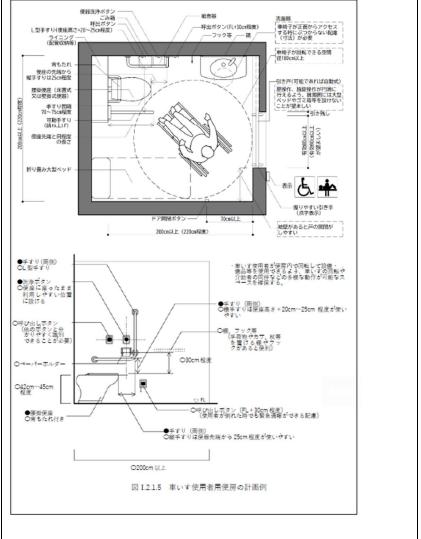
I - 72

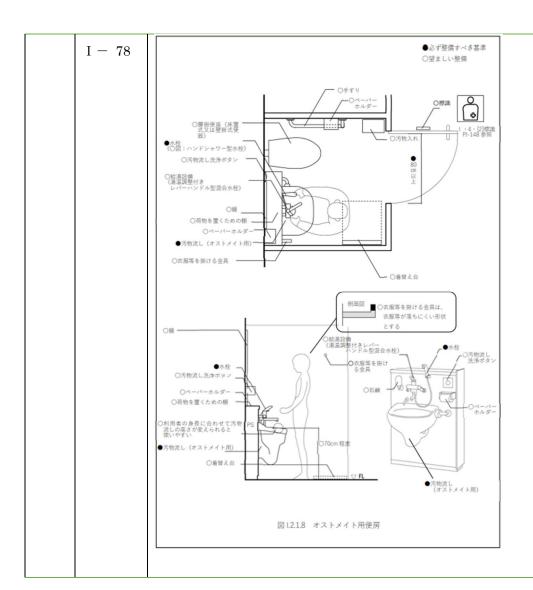
解説図一覧	
図 1 2.1.1 使房の配置等を視覚障害者に示すための設備	P. I -74
図 1.2.1.2 手すり付き洗面器	P. I -75
図Ⅰ.2.1.3 車いす使用者が利用しやすい洗面器	P. I -75
図 1 2.1.4 水栓器具	P. I -75
図 1.2.1.5 車いす使用者用使房の計画例	P. I -76
図 1.2.1.6 簡易型車いす使用者用使房の計画例	P. I -77
図 1.2.1.7 個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法	P. I -77
図 I .2.1.8 オストメイト用使房	P. I -78
図 1 2.1.9 オストメイト簡易型設備	P. I -79
図 1.2.1.10 その他の便所	P. I -79
図 I 2.1.11 洗浄ポタン等の標準配置例 (「JIS S 0026」による)	P. I -80
図 1 2.1.12 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例	P. I -80
図 1.2.1.13 操作が容易な洗浄装置	P. I -81
図 1 2.1.14 非常呼び出し装置等	P. I -81
図 1.2.1.15 小便器	P. I -81
図 1.2.1.16 知的障害者に配慮した小便器	P. I -82
図1.2.1.17 大型ベッド	P. I -82
図 I 2.1.18 ベビーベッド	P. I -82
図 1.2.1.19 便所・洗面所の例	P. I -83
図 1.2.1.20 便所・洗面所の改善例	P. I -84
図 I 2.1.21 小規模施設での改善例	P. I -85
図 🛘 2.1.22 大型ベッドを車いす使用者用便房内に設けた例	P. I -86
図 I .2.1.23 汚物流し (オストメイト用) 及び大型ベッドを車いす使用者用便房内に設けた例 (220cm×280cmタイプ)	P. I -87
図 1.2.1.24 汚物流し (オストメイト用) 及び大型ベッドを車いす使用者用使房内に設けた例 (220cm×250cmタイプ)	P. I -88
図 1.2.1.25 車いすから便器への移乗動作(アプローチ)の例	P. I -89
図1.2.1.26 手引りの例	P. I -90
図 1.2.1.27 オストメイト対応設備の例	P. I -91
図 1.2.1.28 表示の例(1)	P. I -91
図 1.2.1.29 表示の例(2)	P. I -91
図 1.2.1.30 小児用洗面器の例	P. I -91
図 1.2.1.31 大型ベットの例	P. I -91
図 1 2.1.32 着替え台の例	P. I -91

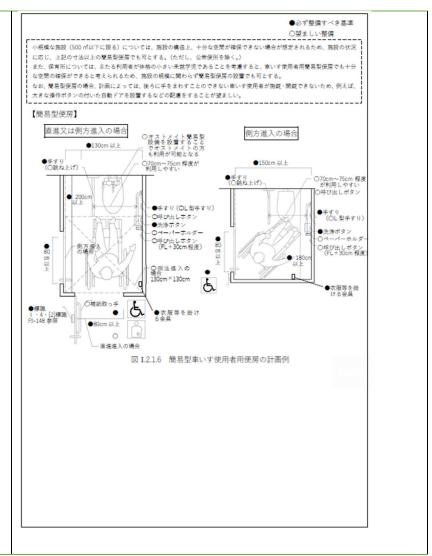
解説図一覧	
図 [2.1.1 使房の配置等を視覚障害者に示すための設備	P. I -74
図 [2.12 手すり付き洗面器	P. I -75
図 I 2.1.3 車いす使用者が利用しやすい洗面器	P. I -75
図 [2.1.4 水栓器具	P. I -75
図 [2.15 車いす使用者用使房の計画例	P. I -76、77
図 [2.1.6 簡易型車いす使用者用使房の計画例	P. I -78
図 [2.1.7 個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法	P. I -79
図 [2.1.8 オストメイト用使房	P. I -80
図 [2.19 オストメイト簡易型投債	P. I -81
図 1.2.1.10 その他の便所	P. I -81
図 I.2.1.11 洗浄ポタン等の標準配置例 (「JIS S 0026」による)	P. I -82
図 [2.1.12 手洗器を投げる場合の洗浄ポタン等の配置例	P. I -82
図 [2.1.13 操作が容易な洗浄装置	P. I -83
図 1 2.1.14 非常呼び出し装置等	P. I -83
図 [2.1.15 小便器	P. I -83
図 [2.1.16 知的障害者に配慮した小便器	P. I -84
図 1 2.1.17 大型ペッド	P. I -84
図 I 2.1.18 ベビーベッド	P. I -84
図 [2.1.19 使所・洗面所の例	P. I -85
図 [2.1.20 使所・洗面所の改善例	P. I -86
図 [2.1.21 小規模施設での改善例	P. I -87
図 1 2.1.22 大型ペッドを車いす使用者用便房内に設けた例	P. I -88
図 I. 2.1.23 汚物流し (オストメイト用) 及び大型ベッドを乗いす使用者用使房内に設けた例 (220cm ×280cm タイプ)	P. I -89
図1.2.1.24 手すりの例	P. I -90
図 1.2.1.25 オストメイト対応投傷の例	P. I -91
図 1.2.1.26 表示の例(1)	P. I -91
図 1.2.1.27 表示の例(2)	P. I -91
図 1.2.1.28 小児用洗面器の例	P. I -91
図 I 2.1.29 大型ペットの例	P. I -91
図 [2130 着替え台の例	P. I -91

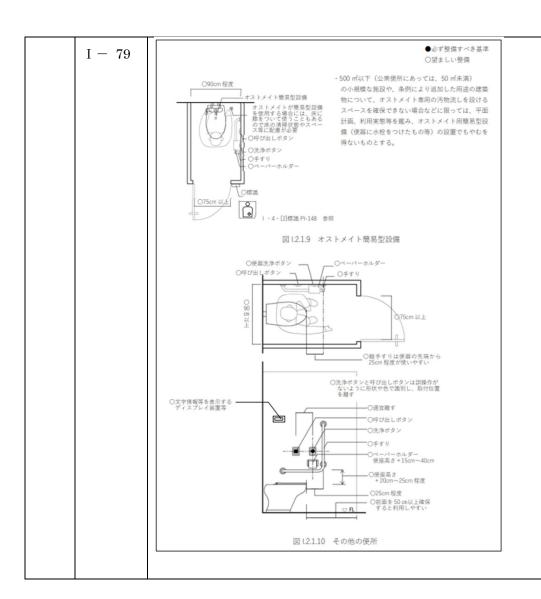


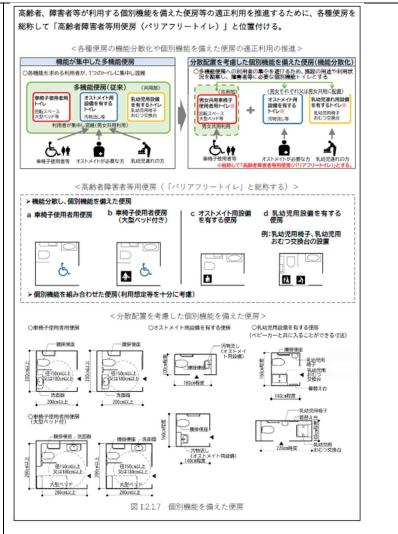


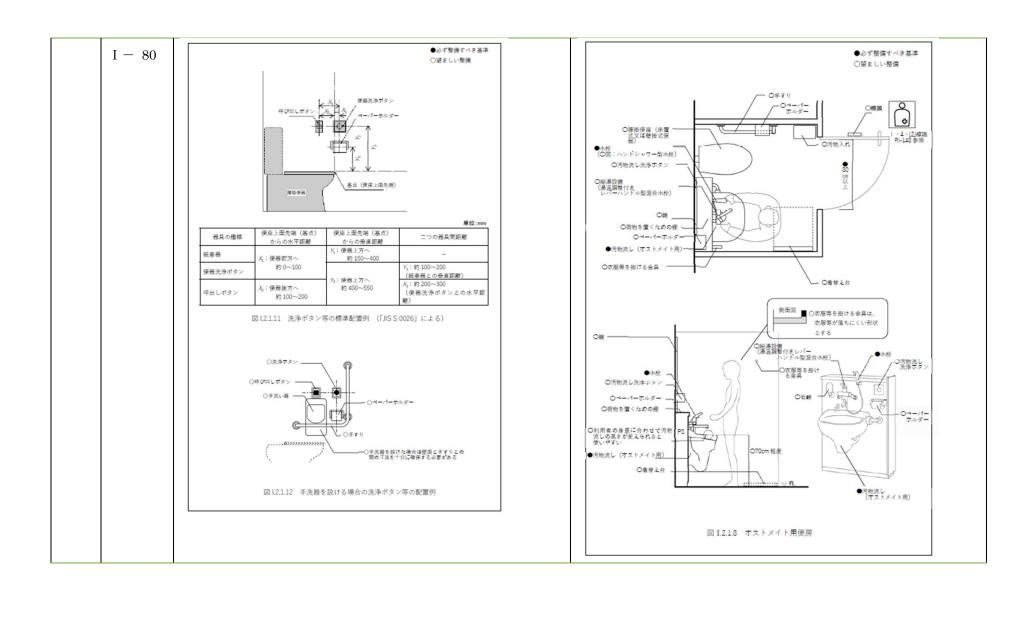


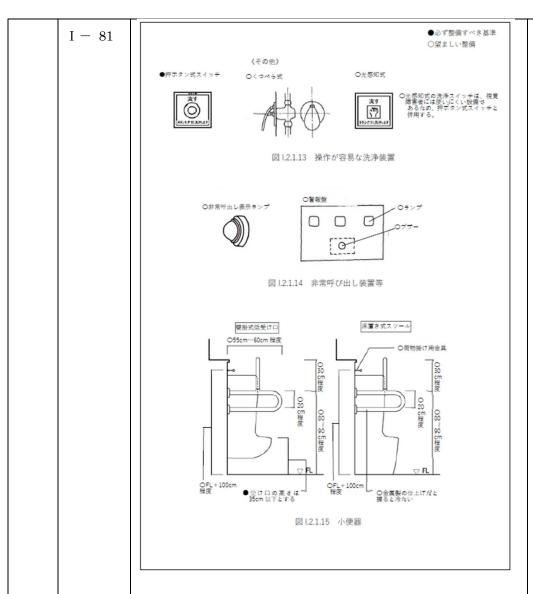


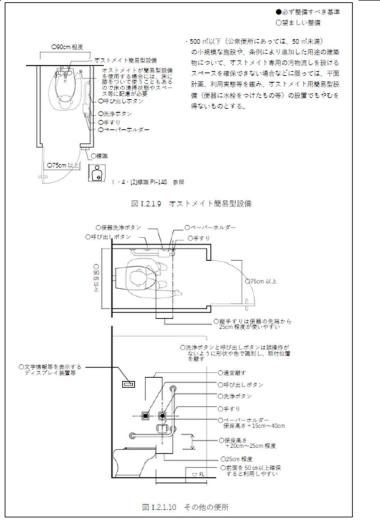


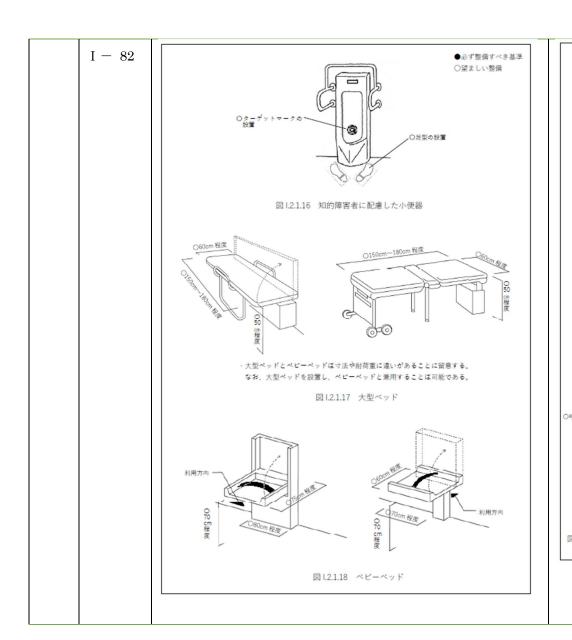


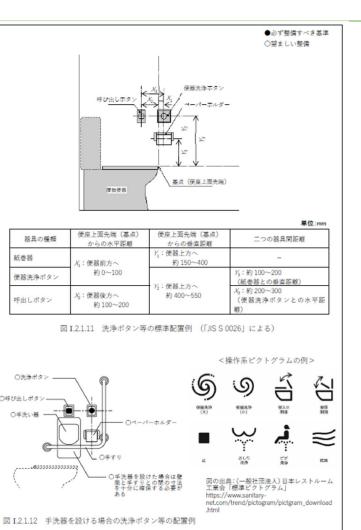


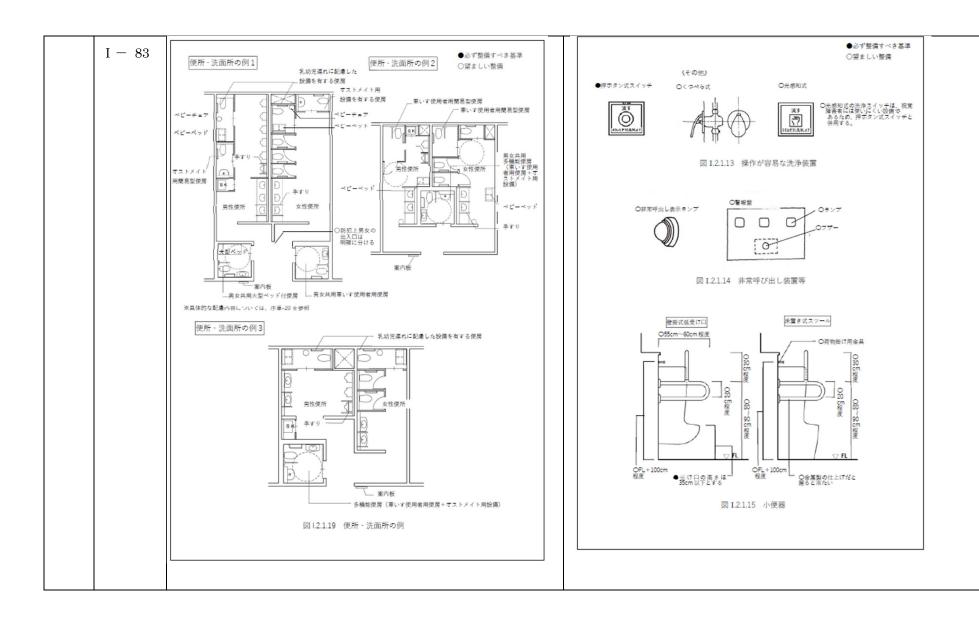


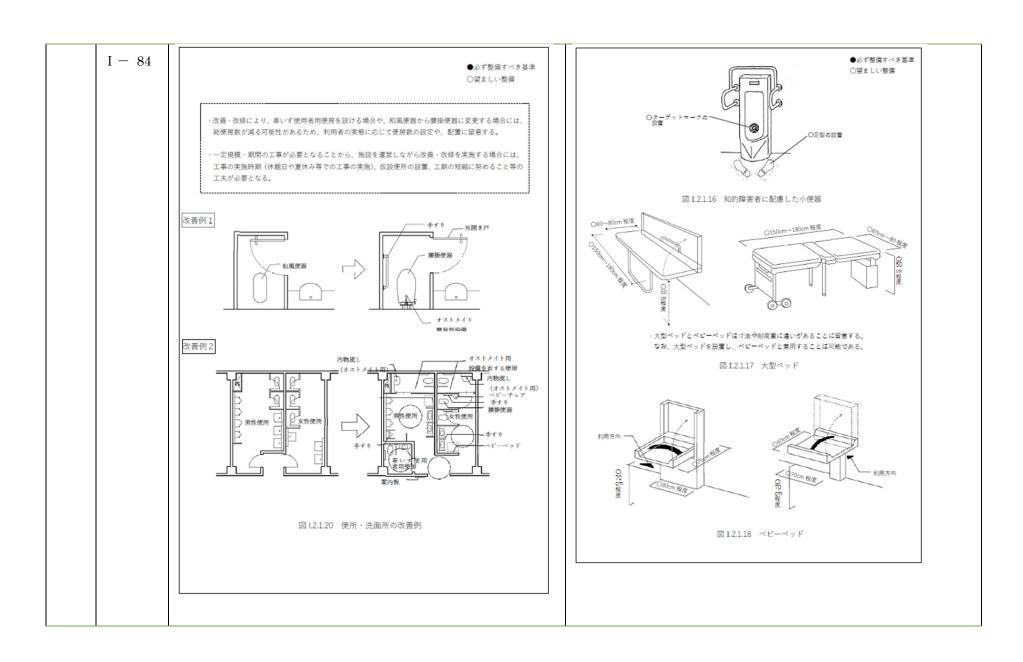


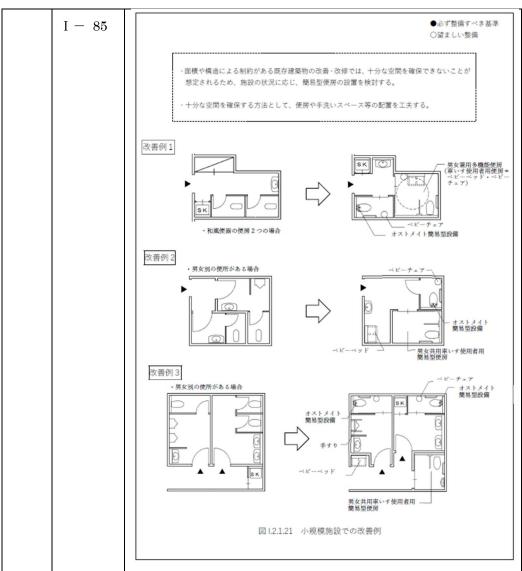


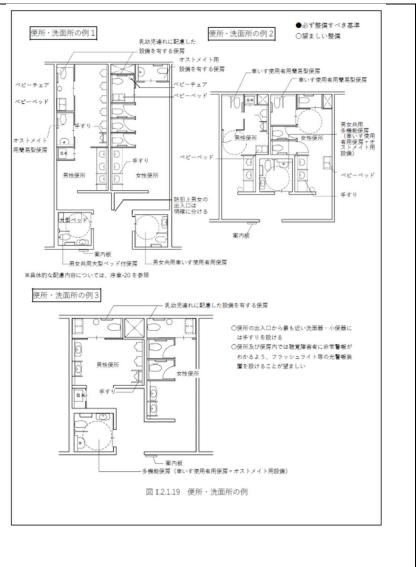


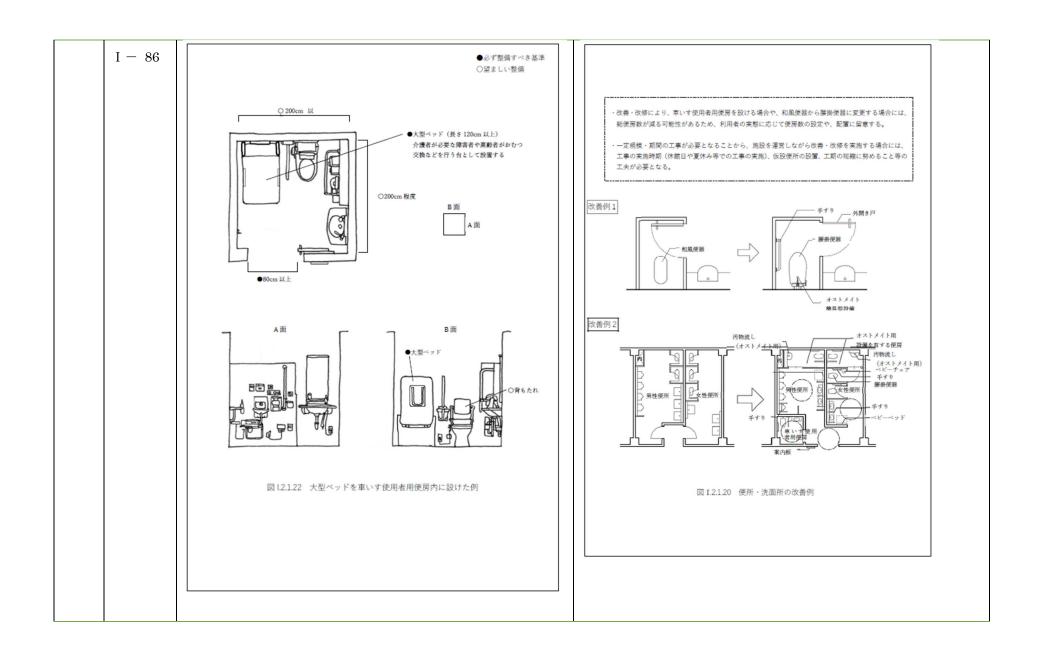


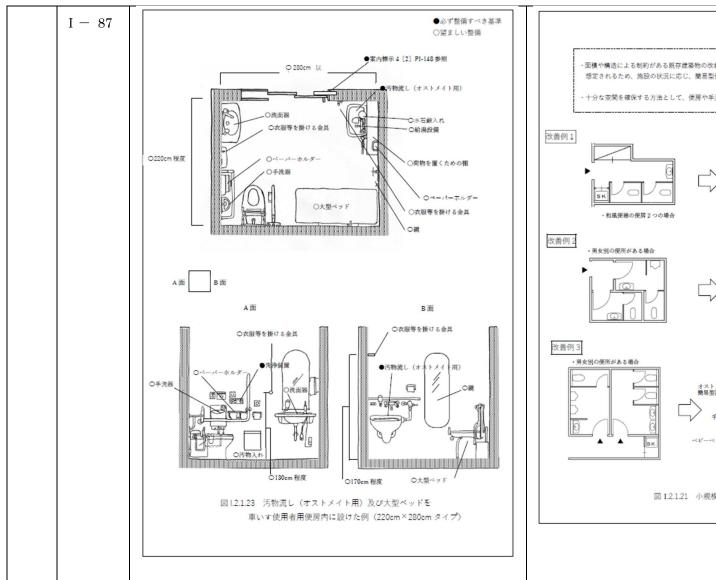


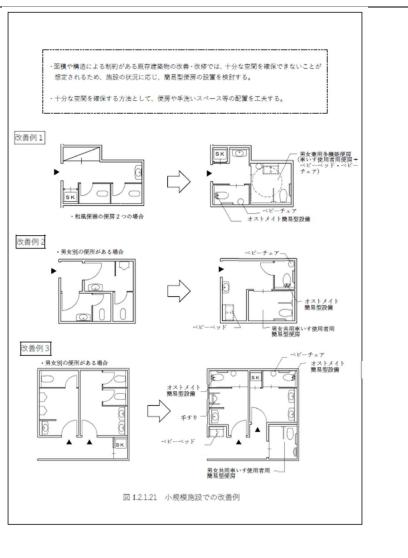


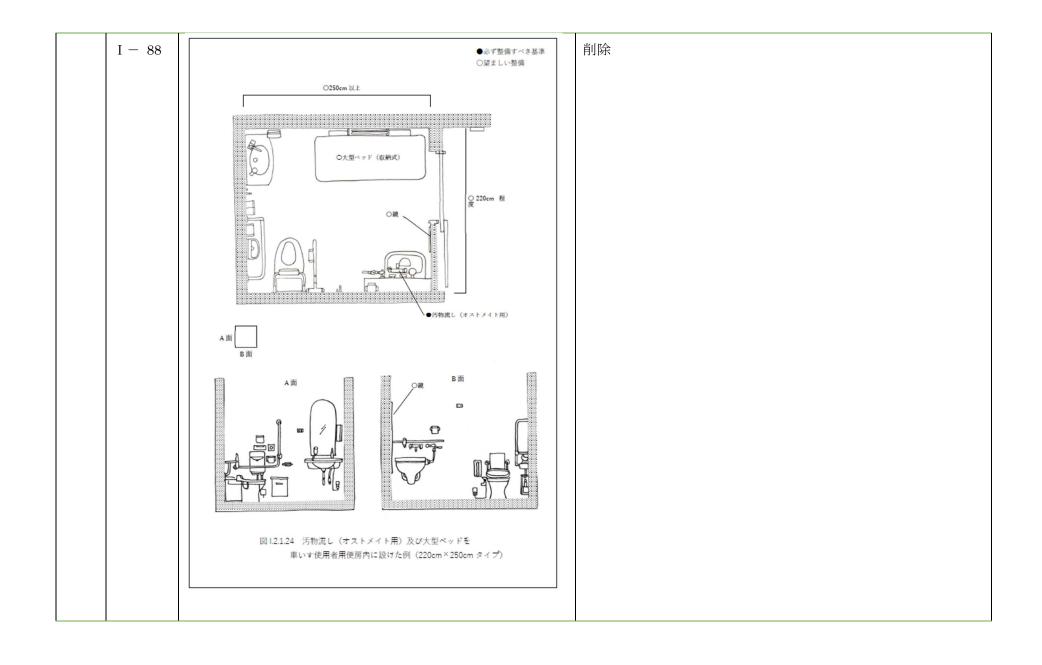


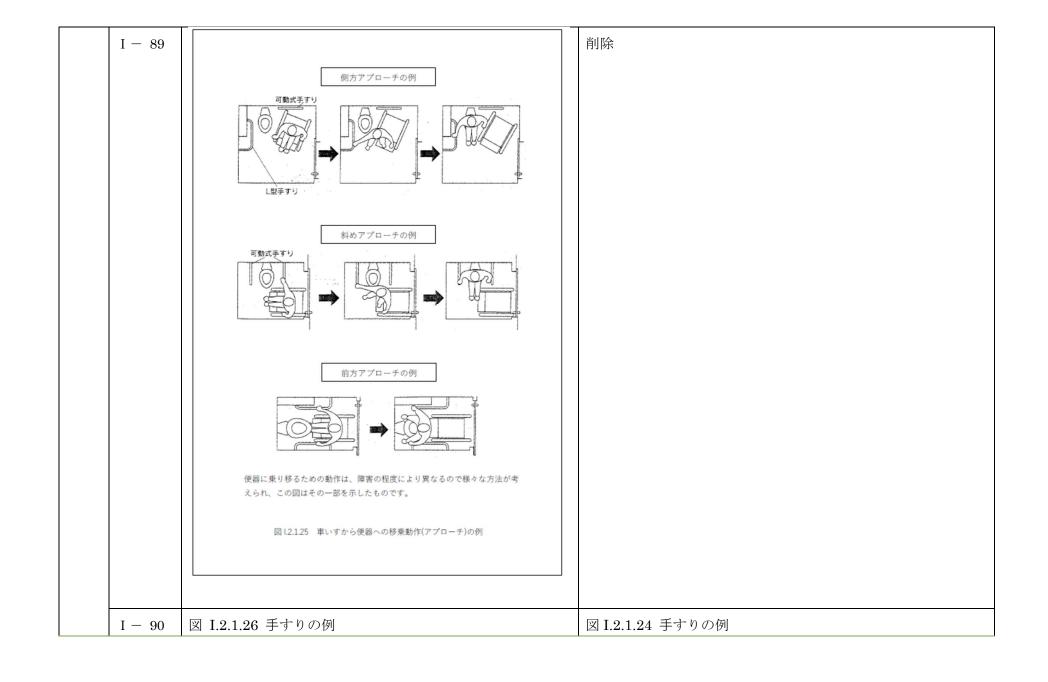














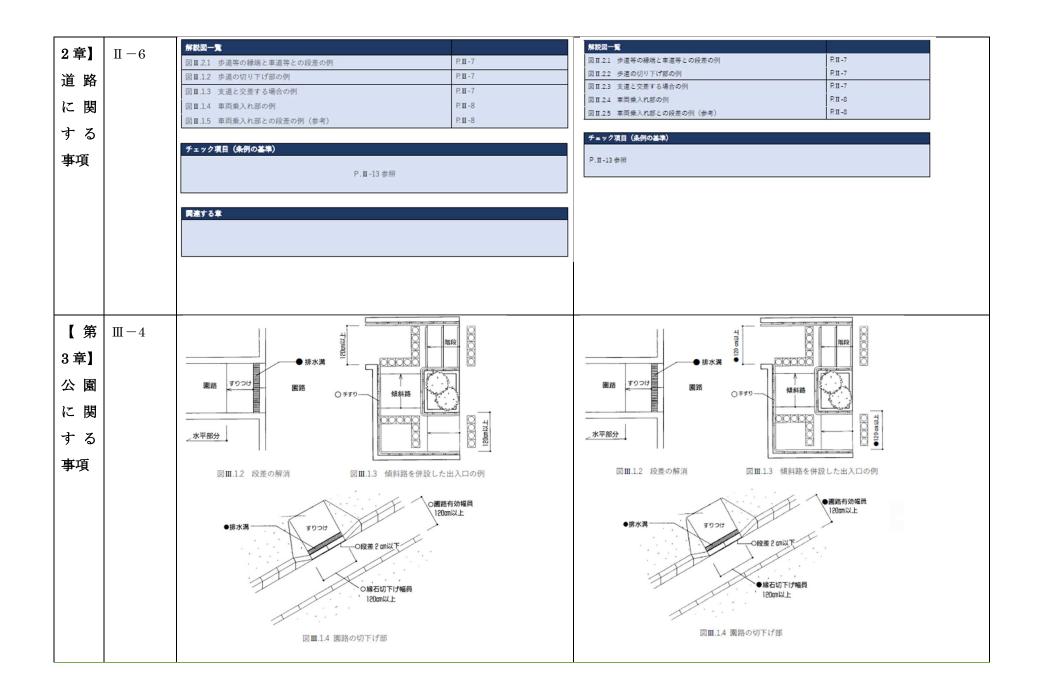
【第	I - 105	建築設計標準 P2-156	削除
1章】	I — 112	○車いす使用者席は、必要とする人が選択できるようできる	○客席総数 200 超の場合には、2ヶ所以上に分散して配置する。
建 築		限り分散させる。	
物等		建築設計標準 P 2-128	削除
の整	I — 113	○車いす使用者席から舞台に至る経路は、幅 120cm 以上と	○車いす使用者席から舞台に至る経路は、幅 120cm 以上とし、
備に		し、高低差がある場合は「1.移動に関する事項(6)傾斜路	高低差がある場合は「1. 移動に関する事項 (6) 傾斜路 (P.I-
関す		(P78)」の項による構造の傾斜路または段差解消用昇降機を	37)」の項による構造の傾斜路または段差解消用昇降機を設ける。
る事		設ける。	
項 (2-	I - 117	建築設計標準 P2-101	削除
2)	I — 123	○室内信号装置の設置 緊急通報ボタン(左)又は従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や 光(バトライト)で火災等の発生を伝える装置 ○文字情報等を表示するディスプレイの設置 緊急時や情報を伝達したい場合に事態を 文字情報で伝える。 ※急事態であることを伝える。 ※急事態であることを伝える。	 非常警報装置 (ハード面) ・フラッシュライト等の火災警報装置 (光警報装置) の設置といった「ハード面 (施設整備)」のほか、点減や振動によって伝える室内信号装置 (ドアノック音等を受信する装置) の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に配慮する。ソフト面の工夫とあわせて計画することが重要である。 ・壁に設置された聴覚障害者への情報伝達のためのフラッシュライト (上部) ・天井に設置された聴覚障害者への情報伝達のため・インターホンが押されると、光るフラッシュラー・・インターホンが押されると、光るフラッシュラ
		図 I 2.6.8 聴覚障害者に配慮した設備	のフラッシュライト イト 図 I.2.6.8 聴覚障害者に配慮した設備
		図 1.2.6.8 聴覚障害者に配慮した設備	図1.2.00 転見停音省にជ悪した設備

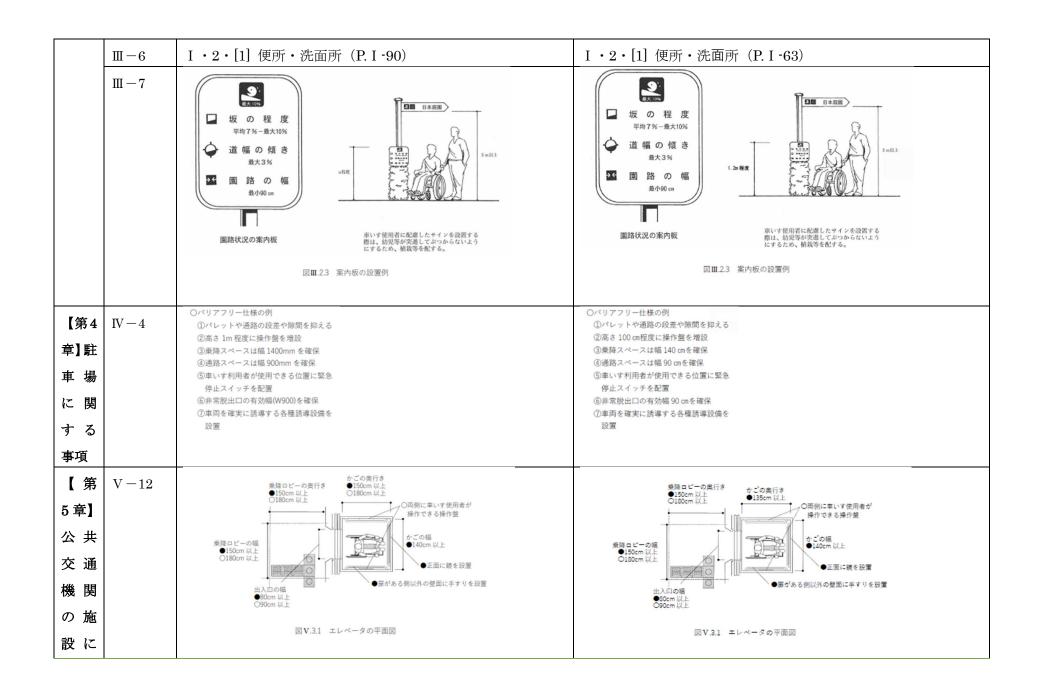
【第	I - 125	建築設計標準 P2-142	削除
1章】 建築物等の整	I — 126	T	関連する章 I・1・[2] 敷地内の通路 P.I-7参照 I・1・[5] 廊下等 P.I-31参照 I・1・[6] 傾斜路 P.I-37参照 I・2・[1] 便所・洗面所 P.I-63参照
備に	I - 129	建築設計標準 P2-150	削除
関	I — 131		 ・受付カウンター等に、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、タブレット端末等を常備し、「筆談で対応します。」「卓上対話支援機器等の用意があります。」という案内や筆談等の支援に関する表示(耳マーク**1、手話マーク・筆談マーク**2等)を設置する。 ※1 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。 ※2 窓口、受付に設置した場合、「手話で対応します。」「筆談で対応します。」という意味のシンボルマーク。(一般財団法人)全日本ろうあ連盟が策定しており、利用のための申請等は不要である。 (電子無板)・・単数ボード (感圧式の液晶パネル・(電子無板)・ル (電子無板)・ル (電子無板)・規度障害者等は、スマートファン・タブレット端末等を使用しづらいため、これらの機器に振らずによ的対応を行う必要がある場合もあることに関意する。 ・難聴者への差談対応を示すマークが設置されたカウンター(受付、窓口等に設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。) 図 I.3.2.3 聴覚障害者等の利用
	I — 132	●公衆電話所に出入口を設ける場合は「1移動に関する事項 (4)出入口・玄関 (P. I -21)」の項の規定による。〈建 21 の (2)〉	●公衆電話所に出入口を設ける場合は「1移動に関する事項(4) 出入口・玄関 (P. I -22)」の項の規定による。(建 21 の (2))
	I — 134		(図 I .3.4.2)



I — 137	図 1.3.5.2 コンセント・スイッチの高さ	・床から110cmの高さに統一して、設けられた戸の施
I — 139	建築設計標準 P2-153	削除
I — 140		事いす使用者等優先レジの例

	I — 141	ASCAS 図 1.3.6.2 車いす使用者等優先レジ	図 1.3.6.2 自動販売機
【第	I — 143	建築設計標準 P2-170、254	削除
1 章】			
建築			
物等			
の整			
備に			
関す			
る事			
項(4)			
【第	II-2	●: 政令・条例の基準	●:必ず整備すべき基準





関する項	V-13	●正面に鏡を設置 かご内操作盤の高さ ○100cm 程度 手寸9の高さ ○80~85cm 程度	●正圏に鏡を設置 かご内操作盤の高さ ○100cm 程度 手寸りの高さ ○80~85cm 程度 図V.3.3 エレベーターの断面図
	V-17	回り段は段を踏み外してしまう危険がある。また視覚障害者が方向を失ったりしやすい。「I移動に関する事項(7)階段(P.	回り段は段を踏み外してしまう危険がある。また視覚障害者が方向を失ったりしやすい。「I移動に関する事項(7)階段(P.I-40)」
	V-28	I -39)」参照)	参照)
第 VI		追加	
章そ			
の他			

【第	第VI章 参考資料	第Ⅷ章 参考資料
6章】		
参考		
資料		
編集		
委員・		
あと		
がき・		
奥付		
別冊		